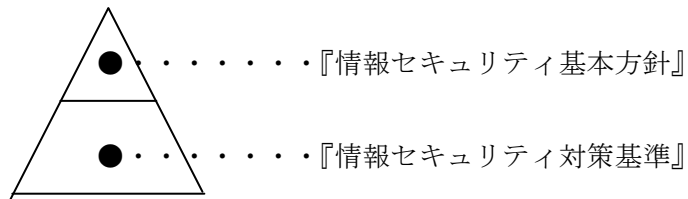


# 情報セキュリティ対策基準

この基準は、相模原市職員の電子情報資産の安全管理対策に関する規程（平成15年3月31日訓令第4号、以下「情報セキュリティ基本方針」という。）第9条に基づき、情報セキュリティ対策を実施するにあたっての遵守すべき事項や判断等の統一的な基準として必要な事項を定める。

## I 相模原市情報セキュリティポリシーの体系

相模原市の情報セキュリティポリシーの体系は、次のとおりである。



なお、個々の情報システムについての情報セキュリティ対策を具体的を実施するため、「情報セキュリティ実施手順」を定める。

## II 情報セキュリティ基本方針の取扱い

### 1 情報セキュリティ基本方針の作成及び承認

情報セキュリティ基本方針は、情報セキュリティ対策最高責任者が原案を作成し、市長の承認をもって施行する。

### 2 情報セキュリティ基本方針の遵守

(1) 情報セキュリティ対策最高責任者は、次の手段により情報セキュリティ基本方針の公表を行い、職員及び関連する委託事業者の理解及び自覚を促進する。

- ・ホームページへの掲載
- ・グループウェアの掲示板への掲載

(2) 職員及び関連する委託事業者は、情報セキュリティ基本方針を理解し、確実に実行する。

### 3 法規制等の遵守

#### (1) 法規制の遵守

情報セキュリティポリシーは、法規制等を遵守するものであり、常に関連法規制との整合を維持するものとする。

#### (2) 関連する法規制等の管理

情報セキュリティ法規制等登録簿により管理する。